

令和8年3月6日

国土交通省関東地方整備局

長野国道事務所

沿道の工作物等の倒壊による道路閉塞の防止を目指します

～届出対象区域の指定に向けて、国道18号の区域設定案について縦覧を行います～

緊急輸送道路をはじめとした道路区域では、電線類の地中化などを進め、災害時に電柱等が倒壊することによる道路閉塞の防止に取り組んでいる一方で、道路区域外の沿道の民地に設置された電柱等による道路の閉塞の危険もあります。

このため、令和3年に「届出・勧告制度」を創設し、沿道の民地のうち道路管理者が指定した届出対象区域の中に電柱を設置する場合、設置者は道路管理者に対して「届出」を行い、道路管理者は道路閉塞のおそれがある場合には必要に応じて設置場所の変更等の「勧告」を行えることとしました。

このたび、長野県内で初めての届出対象区域の指定に向け、緊急輸送道路のうち、防災上特に重要な上信越自動車道（高規格幹線道路）の長野ICからホワイトリング（長野市真島総合スポーツアリーナ・防災拠点）間において、電柱や広告塔・看板等の倒壊により道路閉塞の可能性がある区域を設定しました。

このうち、当事務所管理路線である国道18号沿道の区域設定案について縦覧します。

○区域設定案の縦覧

縦覧期間：令和8年3月9日（月）～3月19日（木）（土日曜・祝日を除く）

縦覧場所：長野国道事務所 管理第一課及び長野出張所、長野市役所道路課

※詳細については次頁をご覧ください

<発表記者クラブ>

竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会 長野県庁会見場 長野市政記者クラブ 長野市政記者会

<問い合わせ先>

関東地方整備局 長野国道事務所

電話：026-264-7001（代表） メールアドレス：ktr-nagano-koho@gxb.mlit.go.jp

副所長（技術） 岡田（おかだ） （内線205）

交通対策課長 久保田（くぼた） （内線471）

■届出・勧告制度の区域設定案の縦覧の詳細について

道路法44条に基づく届出・勧告制度の区域設定案について、以下のとおり縦覧します。

○設定内容

- 指定する工作物 : 工作物（電柱や広告塔・看板等）
届出・勧告制度の区域 : 一般国道18号 こせんじょういりぐち 古戦場入口～おおつかみなみ 大塚南 交差点間の沿道

○区域設定案の縦覧

縦覧期間：令和8年3月9日（月）～3月19日（木）
土日曜・祝日を除く平日9時～12時、13時～17時

縦覧場所：国土交通省 長野国道事務所 管理第一課
（〒380-0902 長野市鶴賀字中堰145）
国土交通省 長野国道事務所 長野出張所
（〒380-0916 長野市大字稲葉2137-5）
長野市役所6階 道路課
（〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地）

意見書の提出：設定案に意見のある土地所有者などは、意見書に
住所・氏名・設定案について利害関係と意見の要旨（400字以内）を記入し、
3月19日（木・必着）までに、前記縦覧場所へ提出。
（郵送、メールも可。（長野国道事務所 交通対策課宛））

※意見書の様式は、前記縦覧場所にて配布している他、長野国道事務所ホームページでもダウンロードできます。

沿道区域における「届出・勧告制度」の概要

○目的

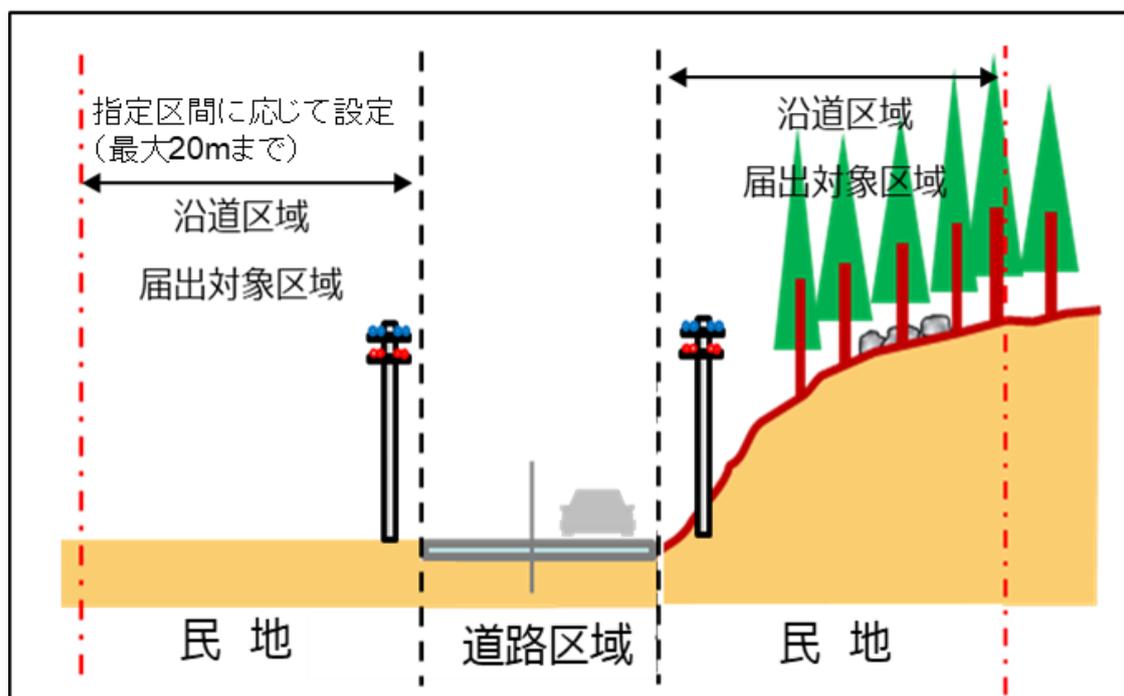
沿道民地からの工作物等の倒壊による道路閉塞を防止(道路法改正(R3.9 施行))

○制度の概要

道路管理者は沿道区域・届出対象区域を指定し、区域内に工作物(電柱等)を設置する際は、設置者から道路管理者へ届出。

届出に対し、道路閉塞のおそれがある場合は必要に応じ勧告。

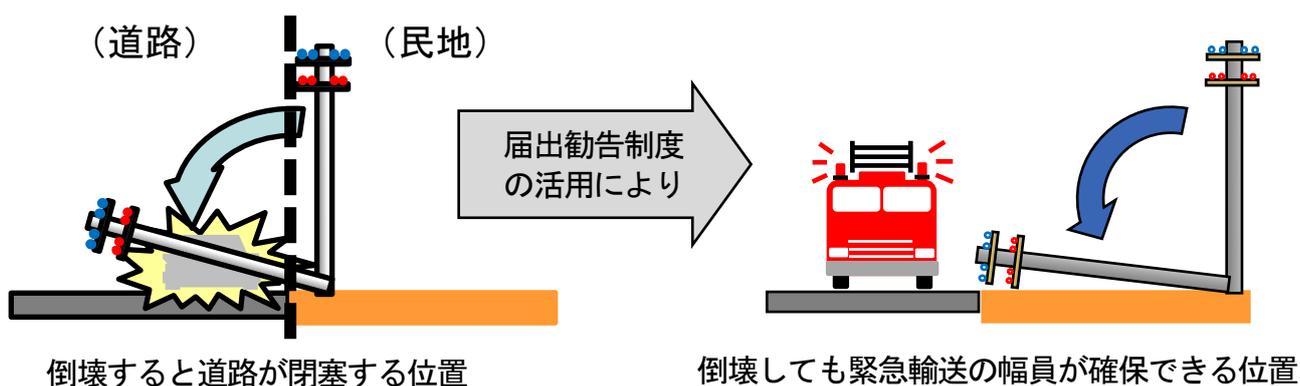
【 沿道区域・届出対象区域のイメージ 】



沿道区域：道路に損害や危険を及ぼす場合は、その防止措置を命ずることが可能な区域

届出対象区域：沿道区域の全部又は一部において、電柱等を設置する際、届出が必要な区域

【 道路の閉塞を防止する仕組み (イメージ) 】

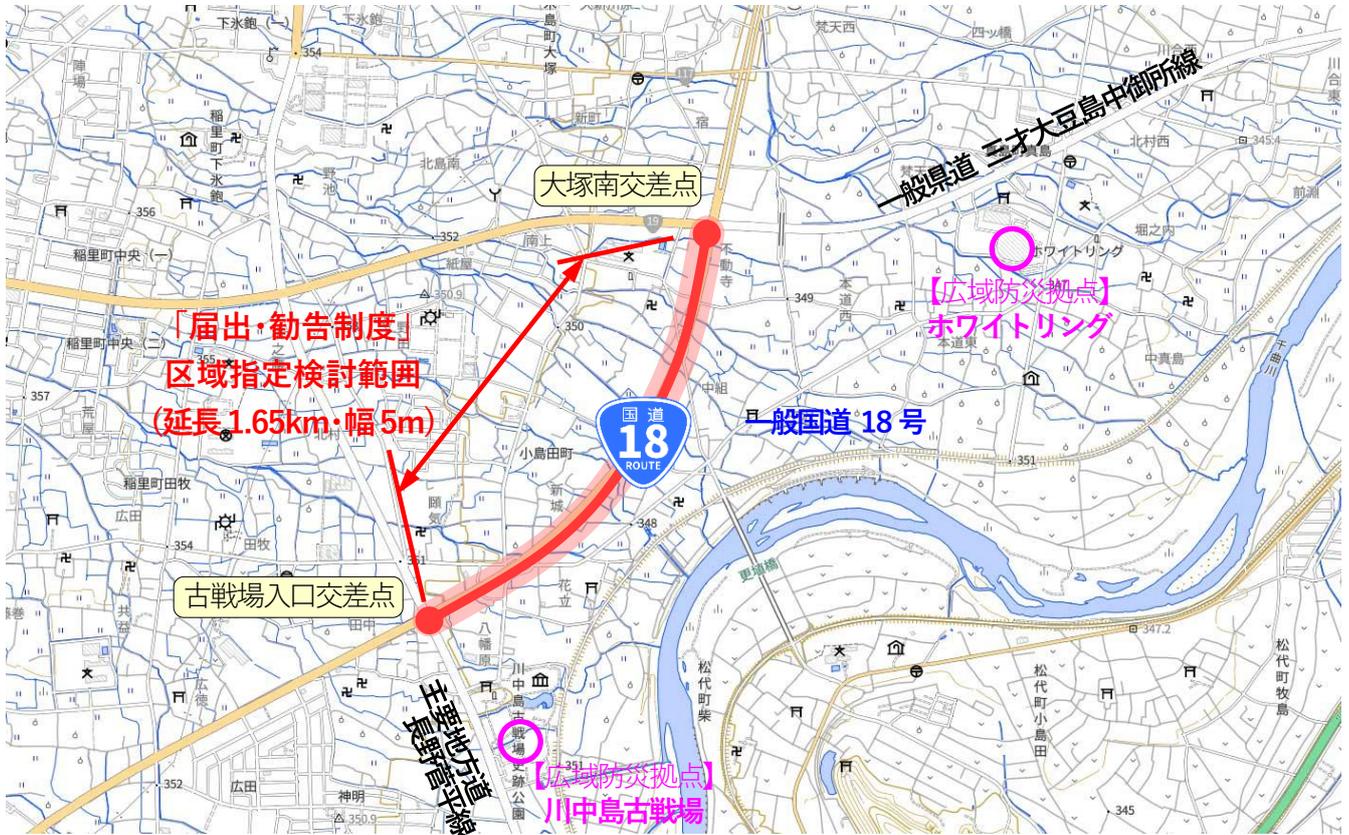


倒壊すると道路が閉塞する位置

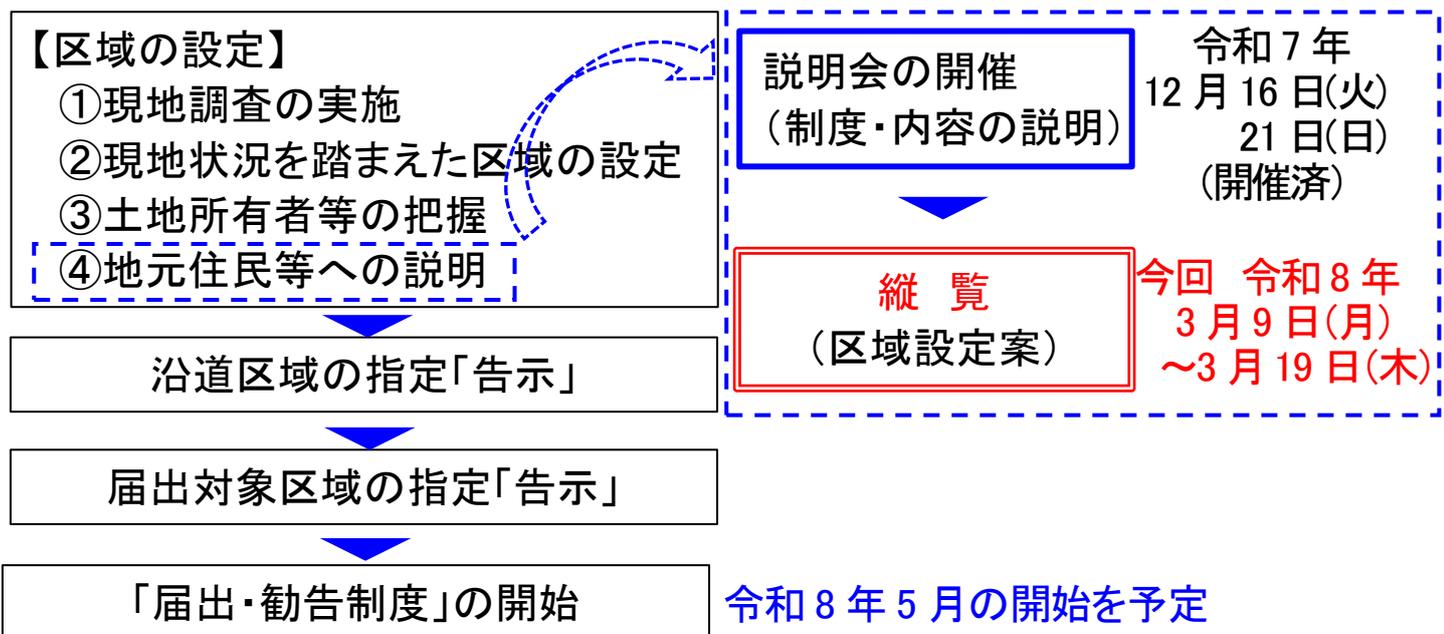
倒壊しても緊急輸送の幅員が確保できる位置

- 今回指定する工作物は「電柱や広告塔・看板」を予定
今ある看板等の既存工作物については届出の対象外
(更新及び移設する場合は届け出が必要)

■区域指定検討範囲については以下図のとおり(延長 1.65km・幅 5m)



出典：地理院地図 Vectorへ加筆



制度の開始については、「広報ながの」に掲載予定
その他「長野国道事務所ホームページ」等でお知らせいたします。